

九州農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成23年 7月25日)

開催日及び場所		平成23年6月22日(水曜日) 10階会議室			
委員		松本津紀雄(弁護士) 竹下清(税理士) 藤田幹夫(ジャーナリスト) 飯村光敏(公認会計士)			
審議対象期間		平成23年1月1日～平成23年3月31日			
審議対象案件		405件 うち、1者応札案件4件 契約の相手方が公益法人等の案件0件			
抽出案件		10件 うち、1者応札案件2件 (抽出率2%) (抽出率50%) 契約の相手方が公益法人等の案件0件 (抽出率0%)			
抽出 案件 内 訳	工事	一般競争		5件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
		指名 競争	公募型指名競争		0件
			工事希望型競争		0件
			その他の指名競争		0件
		随意契約		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
	業務	一般競争		0件	
		指名 競争	公募型競争		0件
			簡易公募型競争		1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件
			その他の指名競争		0件
		随意 契約	公募型プロポーザル		0件
			簡易公募型プロポーザル		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件
			標準型プロポーザル		0件
			その他の随意契約		0件
	物品・ 役務等	一般競争		1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
		指名競争		0件	
随意契約(企画競争・公募)		0件			
随意契約(その他)		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件			
(特記事項)					

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>I 平成22年度第4・四半期入札方式別発注状況について</p> <p>意見・質問なし</p>	
	<p>II 抽出工事及び業務並びに物品・役務等契約について</p> <p>1. 工事</p> <p>(1) 筑後川下流白石平野(二期)農業水利事業山脚導水路山脚調圧水槽建設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工体制確認型総合評価落札方式の標準A型のヒヤリングとはどういうものか。 ・ヒヤリング評価点の判断基準は。 ・1者無効となっているが、その理由は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準A型は、予定価格が3億円以上の工事について、工事内容等を検討し適用しています。ヒヤリングは、技術提案書及びヒヤリング用資料により行っています。ヒヤリングの評価メンバーは、標準B型の評価者と事業所の職員で構成されており、5名程度です。 ・評価基準により行いますが、技術提案の内容について質問を行い、提案内容の妥当性を確認したり、適切な応答であったかどうかとも評価します。 ・応札者に提出して貰っている工事費内訳書に間違いがあったために無効となっています。
	<p>(2) 平成22年度徳之島用水(一期)農業水利事業北部送水路(瀬滝工区)工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価点の配点内容は、変わるのか。 ・技術資料の審査は、3名で行っているということだが、意見等の食い違いは起こらないのか。 ・企業評価については、過去の実績がある方が有利なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配点内容等は、毎年見直しを行っています。 ・意見等の食い違いがある場合もありますが、合意するまで、協議して評価しています。 ・VE提案の採用、優良工事の表彰、高い工事成績評定を受けた業者は有利となります。実績のない業者は、地域貢献と手持ち工事量の点数のみとなります。
<p>(3) 筑後川下流白石平野(二期)農業水利事業山脚導水路(西分工区)工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この工事は、応札者が多いが、その理由は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、推進工法による管水路工事であり、施工実績を持つ業者が多く、予定価格が6億5千万円と高額であったことから 	

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問 それに対する回答等	<ul style="list-style-type: none"> ・落札率が、85.5%と低くなっているが、その理由は。 ・施行体制確認型の「標準A型」から「標準B型」に変えるときはどうするのか。 	<p>応札者が多かったのではと思われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A等級を対象とした工事では、低入札に近い金額で落札される場合が多く、業者は低入札に近い金額で入札することから、評価点の高い業者も受注を確実にするため、入札金額を下げる傾向があり、落札率が低くなっていると思われます。 ・運用により予定価格の額でA型、B型の判断を行っていますが、金額はあくまでも目安であり、工事内容や工期等から総合的に判断して決定しています。
	<p>(4) 平成22年度筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線(杉町上流工区)工事</p> <p>意見・質問なし</p>	
	<p>(5) 西諸(二期)農業水利事業小林えびの幹線水路建設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この工事は、6社のうち4社が辞退しているが、その理由は。 ・この工事は、特殊なものなのか。 ・1社施工計画の評価点が0点となっているが、その理由は。 ・応札している業者で、入札額の加算点が入っていないが、その理由は。 ・応札者が、辞退したことが判るのは、いつか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この4社については、予定していた配置予定技術者が、他工事の受注等により、配置することができなくなったため、辞退したものです。 ・特殊なものではありません。 ・施工計画の加算する部分がなく、標準ということで、0点としています。 ・入札額が予定価格をオーバーしているためです。 ・入札執行調書が公表された時点です。
	<p>(6) 肝属中部(一期)農業水利事業荒瀬ダム第四期建設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の工事と受注者は同一業者か。 ・ダム工事はいつまで続くのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一業者と随意契約を行っています。 ・本工事の工期は、平成26年3月までとなっています。

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<ul style="list-style-type: none"> この第四期建設工事でダムが完成するの か。 第一期工事を落札した業者が最後まで受 注する心づもりでいるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> この工事にダム工事の完成までの工種を 計上しており、この工事で完成できると考 えていますが、工事途中で難工事等が発生 した場合には、第五期建設工事の発注もあ り得ます。 第一期工事の入札の際に、ダム工事全体 の数量を提示し、その後の工事について、 随意契約もあり得ることを示しているた め、業者はそのつもりでいると思われま す。
	<p>2. 業務</p> <p>(1) 平成22年度諫早湾環境影響評価海 域流動・水質等検討業務(第1回変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水門を開けるということは、どのよう なことか。 海水は今のところは、入ってこないとい うことか。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常は、排水門は閉めており、河川から の水をせき止めている状態で、内側は淡水 となっている。管理水位としては、背後地 のことも考え、-1mで管理しており、こ の水位を超えると水門を開け外に排水す ることとなっています。 現状では、入ることはないが常時開門と なれば、淡水部分も海水となる。そうな った場合、どうなるかを現在アセスで予測 ・評価等を行っています。
	<p>(2) 平成22年度曾於北部(一期)農業 水利事業谷川内ダム地形図作成業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 航空写真を撮るのは、どれぐらいかかる のか。 	<ul style="list-style-type: none"> 航空機を使い撮影しますが、撮影時間や 測量精度によって異なります。この業務で は飛行機を飛ばして撮影するだけで、20 0万円弱程掛かっています。
	<p>3. 物品・役務等</p> <p>(1) 九州農政局行政情報システム用アプ リケーションソフト購入</p> <p>意見・質問なし。</p>	
	<p>(2) 平成22年度国営干拓環境対策調査 天狗鼻排水樋門流量観測堰操作委託事業 (第1回変更)</p> <p>意見・質問なし。</p>	

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	Ⅲ 再度入札における一位不動状況について 意見・質問なし。	
	Ⅳ 指名停止について 意見・質問なし。	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし。	
[これらに対し部局長が講じた措置]	なし。	

事務局：九州農政局総務部総務課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所用の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。